

東京都下水道局工事施行適正化推進要綱の解説

令和 7 年 8 月

東京都下水道局

目 次

第 1 目的	1
第 2 適用対象	2
第 3 入札・契約手続時の配置予定技術者の確認	5
第 4 工事着手時の監理技術者等の確認	19
第 5 工事施工中における施工体制の確認	23
第 6 検査時の確認及び成績評定時の対応	33
参考資料 Q & A	34
(参考) 改定履歴	38

※ 施工体制台帳等の様式については受注者等提出書類基準を参照。

第 1 目 的

第 1 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年 3 月 9 日閣議決定、令和 6 年12月13日最終改正。以下「適正化指針」という。）に基づき、東京都下水道局が発注する工事について、監督業務等において確認すべき事項等を定め、工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を目的とする。

【解 説】

公共工事の品質を確保し、目的物の整備を的確に行うためには、工事の施工段階において監督業務等及び検査業務を確実に行うことが重要である。

特に監督業務等においては、受注者に対し工事現場の主任技術者又は監理技術者（専任特例 2 号の場合は監理技術者補佐）の専任を徹底させ、施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、工事現場の適正な施工体制を確保することが重要である。

第2 適用対象

第2 監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）の専任に関する確認は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項に該当する工事（契約金額が4,500万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、9,000万円以上のもの。）について行う。

なお、法第26条第3項ただし書の規定による監理技術者等の専任に関する特例（以下「専任特例」という。）に該当する場合、同一の監理技術者又は主任技術者が兼務できる現場の数は法施行令第30条で定める数とする。

また、法第24条の8で作成等が義務付けられている施工体制台帳及び施工体系図等に関する確認は、入契法第15条第1項の規定により読み替えられて適用される工事（金額にかかわらず、受注者が下請負契約を締結したもの。）について行う。

【解説】

1 監理技術者等の職務

主任技術者及び監理技術者の職務は、工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握した上で、その施工計画を作成し、工事全体の行程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第26条の4第1項）。

また、法26条第3項ただし書二号のいわゆる専任特例2号の場合の監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。

このように、主任技術者及び監理技術者の職務は、法において区分なく示されているが、受注者の主任技術者及び監理技術者の職務と下請負人の主任技術者の職務に大きく二分して次頁の表のとおり整理する。これを踏まえ、受注者の主任技術者、監理技術者及び下請負人の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。

専任特例2号の場合の監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要である。監理技術者補佐は、監理技術者の指導監督の下、監理技術者の職務を補佐することが求められる。

また、監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。

なお、下請負人の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事などにおいて専ら複数工種のマネジメントを行う建設業者の主任技術者は、受注者との関係においては下請負人の主任技術者の役割を担い、下位の下請負人との関係においては、受注者の主任技術者又は監理技術者の指導監督の下、受注者が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、受注者のみの役割を除き、受注者の主任技術者及び監理技術者に近い役割を担う（次頁の表右欄）。

表：主任技術者及び監理技術者の職務

	受注者の主任技術者、監理技術者	下請負人の主任技術者	【参考】下請負人の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○受注者が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○受注者等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち合い確認(原則) ○受注者(又は上位下請負人)への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち合い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の統括的技術指導

※非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる。

上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。(令和7年1月28日国不建技第147号「監理技術者制度運用マニュアル」(以下「運用マニュアル」という。))「二一三 監理技術者等の職務」を参照)

なお、工事現場における工事の施工に従事する者は、監理技術者又は主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない(法第26条の4第2項)。

2 下請負人の主任技術者の当該工事における職務

下請負人の主任技術者の当該工事における職務(専ら複数工種のマネージメントを行い受注者の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等)について、例えば、法第24条の8の規定に基づき作成する施工体系図の写しを活用して記載し、下請負人が記載内容を確認する等により、受注者及び下請負人の双方が合意した内容を明確にしておく。(「運用マニュアル(二一三 監理技術者等の職務)」を参照)

3 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理

請負契約により調達したものでなく、売買契約(購入)により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請負人(又は受注者)やその上位の下請負人、受注者にも生ずる。

このため、当該工場製品を工場へ注文した下請負人(又は受注者)やその上位の下請負人、受注者の監理技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。(「運用マニュアル(二一三 監理技術者等の職務)」を参照)

4 監理技術者等を支援する技術者の配置

主任技術者又は監理技術者に求められる役割を一人の主任技術者又は監理技術者が直接こなすことが困難な場合があり、その場合、良好な施工の確保や働き方改革の観点からも、主任技術者又は監理技術者を支援する技術者その他の人員(以下、「技術者等」という。)を配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者等はあくまでも主任技術者又は監理技術者を支援する立場の者であり、技術上の管

理をつかさどる主任技術者又は監理技術者の役割に変わりはないことに留意する必要がある。

また、大規模な工事現場等については、総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。（「運用マニュアル（二一三 監理技術者等の職務）」を参照）

5 監理技術者等と現場代理人との兼務

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。

なお、監理技術者等と現場代理人は、これを兼ねることができる。（工事請負契約書の約款（以下「約款」という。）第9条）

第3 入札・契約手続時の配置予定技術者の確認

第3 入札前の確認については、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 一 契約担当者は、工事希望申込者（以下「申込者」という。）による希望申込み時に「希望票兼予定監理技術者等調書」（以下「調書」という。）の配置予定技術者欄の配置を予定している監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）の記入内容により、資格の確認を行う。

配置予定技術者が監理技術者の場合には、「監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の写し」及び「国土交通大臣登録講習実施機関の講習の受講修了」を確認する。

配置予定技術者が主任技術者の場合には、主任技術者としての資格要件を備えているかを確認する。

- 二 契約担当者は、調書に記入された配置予定技術者が工事希望申込日（指名競争に付す場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）において、申込者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることを書類等（資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、発注者支援データベースシステム（以下「DBシステム」という。）等）により確認を行う。ただし、次の場合については、直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとみなす。

- （1）建設業者の合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿謄本等により確認）があった場合には、変更前の建設業者と3か月以上の雇用関係にあるものについては、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係があるものとみなす。

- （2）雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けているものについては、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。

- （3）平成20年国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）附則六の規定により国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からその子会社（当該企業集団に属するものに限る。）の出向社員を配置予定技術者として配置する場合は、子会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

この場合、配置予定技術者が親会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認し、出向であることを証する書面（出向契約書、出向協定書等）により、出向先の会社との間の雇用関係を確認するとともに、親会社と子会社との関係を告示附則六の規定による認定を受けたことを証する書面により確認する。

また、当該企業集団に属する親会社又はその子会社と下請契約を締結しない旨、誓約書の提出を求める。

- （4）令和6年3月26日付国不建技第291号「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」記1に基づく企業集団に属する親会社とその連結子会社の間又は企業集団に属する連結子会社の間の出向社員を出向先の建設業者が配置予定技術者として配置する場合は、当該出向社員と当該出向先の建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとみなす。ただし、所属建設業者から入札の参加希望申込のあった日以前に出向先と3か月以上の雇用関係にあること。

この場合、配置予定技術者が出向元の会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認し、出向であることを証する書面（出向契約書、出向協定書等）に

より、出向先の会社との間の雇用関係を確認するとともに、令和6年3月26日付国不建技第291号「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」記1(2)3)に示す書類により、出向先の会社と出向元の会社のいずれもが当該企業集団の親会社又は連結子会社に属していることを確認する。

- (5) 親会社及びその連結子会社が令和6年3月26日付国不建技第291号「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」記2に基づく国土交通省不動産・建設経済局建設業課長による企業集団確認を受けている場合は、親会社及びその連結子会社の間の出向社員について直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

この場合、配置予定技術者が出向元の会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認し、出向であることを証する書面（出向契約書、出向協定書等）により、出向先の会社との間の雇用関係を確認するとともに、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長が交付した企業集団確認書により、出向先の会社と出向元の会社のいずれもが当該企業集団の親会社又は連結子会社に属していることを確認する。

また、当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社と下請契約を締結しない旨、誓約書の提出を求める。

なお、震災等の自然災害の発生又はそのおそれにより、最寄りの会社において即時に対応することがその後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的である場合等、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 三 契約担当者は、調書に記入された配置予定技術者について、DBシステムの活用により、その者について当該工事として専任できることを確認する。

なお、専任特例の場合の監理技術者又は主任技術者においては、専任の確認は不要とする。ただし、同一の監理技術者又は主任技術者が兼務できる現場の数は法施行令第30条で定める数とする。

- 四 契約担当者は、任意に指名した業者に配置予定技術者を記入した調書を速やかに提出させ、入札日の前日までに第一号から第三号までの確認を行う。

- 五 契約担当者は、配置予定技術者の専任について疑義がある場合は、申込者又は任意に指名した業者に改めて確認を行う。

- 2 入札後及び契約締結前の確認については、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 一 契約担当者は、開札後、落札予定者とされた者の積算内訳書の内容確認に併せて、調書に記載された配置予定技術者に変更がないかを確認する。

また、再度、前項第三号の確認を行う。

- 二 契約担当者は、配置予定技術者に変更がある場合は、落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までに新たな配置予定技術者の調書及び確認書類を提出させ、配置予定技術者の専任の確保の確認及び恒常的な雇用関係の確認（以下「雇用関係等の確認」という。）ができるときは、配置予定技術者の変更を認め、落札を決定する。

また、契約担当者は、変更される配置予定技術者について、専任の確認及び恒常的な雇用関係等の確認を前項第一号から第三号と同様に確認する。

なお、総合評価方式による入札の場合は、雇用関係等の確認に加え、新たな配置予定技術者の保有する技術点の合計が、工事希望申込み時の配置予定技術者の保有する技術点の合計以上であることが確認できるときは、配置予定技術者の変更を認め、落札を決定する。

【解説】

1 指名選定前における対応

(1) 工事希望票等受付時の対応

全ての公表工事を対象として、契約担当者は、当該工事の入札に参加を希望する者から、当該工事への配置予定技術者が記載された調書を受け取る。

監理技術者を配置予定の場合は、「資格者証（表・裏）」の写しを調書とあわせて受け取り、有効期限を確認する。さらに、資格証の裏面に貼付けされる「監理技術者講習修了履歴」の写しを受け取り、講習を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年以内に講習を受講していることを確認するとともに、希望案件の開札予定日を目安に有効期限を確認する。

また、主任技術者を配置予定の場合は、国家資格を有する書類の写し、経歴を有する書類の写し等主任技術者として従事できることを証明する書類の写しを調書とあわせて受け取る。さらに、配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写しを、調書とあわせて受け取る。

なお、配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の必要性は下記①～③のとおりであり、その確認方法は下記①～④のとおりである。

- ① 工事を発注する際、過去の施工実績、施工能力等を評価し信頼した上で、指名選定をしているため、この信頼関係を逸することのないよう持っている技術力を十分発揮するために、監理技術者等について、受注者との間の雇用関係が直接的かつ恒常的であることが必要である。

- ② 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいう。

また、恒常的な雇用関係とは、入札の参加希望申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係にあることをいう。

これに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要である。

- ③ 受注者が直接的かつ恒常的な雇用関係のある適格な技術者を工事現場に置かないときは、法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）に違反することは当然であるが、受注者が適格な技術者を置かないで、請け負った工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる等、その下請負工事の施工に実質的に関与しないことは、法第22条（一括下請負の禁止）の違反にもつながるものである。一括下請負は、発注者の信頼に反するもので、実際上の工事施行の責任の所在を不明確にし、ひいては工事の適正な施工を妨げるものであり、また、中間において利潤を取られる場合が多く、契約金額の増嵩又は工事の質の低下を招くことも予想される。加えて、一括下請負は、商業ブローカー的不良業者の輩出を招くこととなり、健全な建設業の発展が阻害される懸念もある。これらのことから、直接的かつ恒常的な雇用関係を確認し、未然に不適当な技術者が配置されることを回避するものである。

現場に置くべき監理技術者等について、いわゆる「在籍出向」という形態で他の業者から借り受けた者は、直接的かつ恒常的な雇用関係を有しているとは言えない。

- ① 監理技術者については、所属、資格（建設業種）及び重複工事の有無について、資格者証に記載されている交付番号をDBシステムによって検索することにより確認が可能である。

なお、資格者証には所属業者名が記載されており、また、職務に従事する業者の変更や所属業者名の変更があった場合には、30日以内に指定資格者証交付機関（一般財団法人建設業技術者センター）に対して記載事項の変更を届け出なければならないこととなっている。（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「法規則」という。）第17条の16第1項、第17条の17第1項）

- ② 主任技術者については、区市町村が作成する「住民税特別徴収税額通知書・変更通知書」の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写しにより確認することを原則とする。その他、雇用関係を示す書類としては、資格者証、源泉徴収票及び経営事項審査申請書の技術職員名簿等がある。

- ③ 工事一件の契約金額が4,500万円（建築一式工事は、9,000万円）以上の工事を対象として、受理した調書等に基づき、DBシステムの活用等により、配置予定技術者が専任できることを確認する。

監理技術者についてはDBシステムの活用等により、主任技術者については申込者及び任意に指名

した業者から提出された雇用関係が確認できる書類により、配置予定技術者が工事希望申込み日（指名競争に付す場合であっては希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）において3か月以上の雇用関係があることを確認する。

- ④ 共同企業体による工事については、全ての構成員が技術者を適正配置し、共同施工体制を確保しなければならない。このため、全ての構成員の技術者について、監理技術者等の専任の確認及び雇用関係の確認を行う。

(2) 契約締結前における専任の確認

落札予定者とされた者に対して、当該工事の配置予定技術者が、先に提出された調書に記載された配置予定技術者と同一であるか確認するとともに、工事一件の契約金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事においては、監理技術者等について再度D Bシステムの活用等により専任できることを確認後、落札を決定する。

配置予定技術者に変更がある場合は、落札候補者が持参する積算内訳書の確認時までに新たな配置予定技術者の調書及び確認書類を提出させ、雇用関係等の確認を行った上で、配置予定技術者の変更を認め、落札を決定する。

雇用関係が確認できる場合とは、新たな配置予定の監理技術者等について、「工事希望票等受付時の雇用確認」と同様に、公的機関が発行する書類により確認を行うものである。

また、工事一件の契約金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の場合には、受理した調書等に基づき、新たな配置予定技術者が専任できることをD Bシステムの活用等により確認する。

総合評価方式による入札の場合は、雇用関係等の確認に加え、新たな配置予定技術者の保有する技術点の合計が、工事希望申込み時の配置予定技術者の保有する技術点の合計以上であることが確認できるときは、配置予定技術者の変更を認め、落札を決定する。

- ① 技術者配置準備期間（契約確定の日からあらかじめ指定する工事着手日の前日までの期間）を設定（実工期の30%を超えず、かつ、4か月を超えない範囲で設定）する対象工事において、技術者配置準備期間中は、現場代理人及び監理技術者等の配置を要しないが、監理技術者等は特定する必要がある。監理技術者等の工事実績情報システム（コリンズ）への登録は、契約後、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除き、10日以内に行う。契約締結後において、技術者配置準備期間内に受注者の準備が整った場合は、監督員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

また、低入札価格調査等により、あらかじめ指定する工事着手日以降に契約確定となる場合は、技術者配置準備期間は設定しない。

- ② 配置予定技術者の専任をD Bシステムで確認する際、工事現場の不稼働又は工場製作段階が明らかな場合には、重複が認められることがあるので注意する。

(3) 工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

- ① 監理技術者等は、工事の施行における品質確保、安全確保等を図るため施工計画の立案等準備期間における管理・指導が重要であることから、工事一件の契約金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の場合に、基本的には契約工期をもって、工事現場ごとに専任でなければならない（法第26条第3項）。

専任とは、他の工事現場に関わる職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係わる職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場の稼働中、特別な理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。（「運用マニュアル（三 監理技術者等の工事現場における専任）」を参照）

- ② 監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書若しくは打ち合わせ記録等の書面により明確になっていることが必要である。
- 1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
 - 2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

- 3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 4) 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない。）

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

下請負工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請負工事が実際に施工されている期間とする。

受注者の監理技術者等については、前述の工事現場への専任を要しない期間1) から4) のうち、2)（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に該当工事が完了するものに限る。）の専任の監理技術者等として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の監理技術者等は他の工事の専任の監理技術者等として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。

下請負人の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請負工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、受注者及び上位の下請負人の全ての承諾があれば、発注者、受注者及び上位の下請負人の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について発注者、受注者及び上位の下請負人全ての承諾を得る必要がある。（「運用マニュアル（三 監理技術者等の工事現場における専任（3）監理技術者等の専任期間）」を参照）

（4）監理技術者等の専任配置の特例

① 専任特例 1 号

専任特例 1 号については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、適用に当たっては、以下の全ての要件に適合しなければならない。

なお、専任特例 1 号は、下請負人が配置する主任技術者についても適用が可能である。

- 1) 当該工事の予定価格（施工中の工事においては契約金額）が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること（法施行令第 28 条）。

なお、工事途中において、契約金額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事ごとに専任で配置しなければならない。

- 2) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が 2 時間以内であること（法規則第 17 条の 2 第 1 項第 1 号）。

なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする（例えば、予定される作業時間内において、インターネット上の地図アプリ等で予想される自動車、自転車又は徒歩等での最短移動時間が 2 時間以内など）。

- 3) 当該受注者が注文者となった下請負契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと（法規則第 17 条の 2 第 1 項第 2 号）。

なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は、専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事ごとに専任で配置しなければならない。

- 4) 当該工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該工事に置いていること。

当該工事が土木一式工事又は建築一式工事※の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと（法規則第 17 条の 2 第 1 項第 3 号）。

連絡員は、各工事に置く必要がある。

なお、同一の連絡員が複数の工事の連絡員を兼務することは可能である。

また、1つの工事に複数の連絡員を配置することも可能である。連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するに当たって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法7条第2号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。連絡員に当該工事への専任や常駐は求めない。

連絡員の雇用形態については、直接的かつ恒常的な雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該受注者が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は受注者が負うことに留意が必要である。

※ 連絡員における土木一式工事又は建築一式工事は、建設業法別表第一によるものであり、東京都発注区分の業種名では、以下のとおりとする（令和7年7月現在）。

なお、発注区分の業種名の追加変更があった場合には、その変更に基づくこと。

（土木一式工事）

橋りょう工事、河川工事、下水道施設工事、一般土木工事、潜かん、軌道、シールド工事、推進工事、地下鉄工事、運動場施設、グラウト

（建築一式工事）

建築工事、コンクリートプレハブ、鉄骨プレハブ

- 5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること（法規則17条の2第1項第4号）。

なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

- 6) 当該受注者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。

また、当該計画書は、法規則28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。

なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である（法規則第17条の2第1項第5号、第2項）。

ア 当該受注者の名称及び所在地

イ 主任技術者又は監理技術者の氏名

ウ 主任技術者又は監理技術者の一日当たりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

エ 各工事に係る次の事項

a 当該工事の名称及び工事現場の所在地

b 当該工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）

c 当該工事の契約金額

d 工事現場間の移動時間

e 下請次数

f 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

g 施工体制を把握するための情報通信技術

h 現場状況を把握するための情報通信機器

- 7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること（法規則第17条の3）。

なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、上記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。

また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

- 8) 兼務する工事の数は2件までであること。東京都発注工事以外でも兼務することができる。

監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から監理技術者の変更を指示することができる（法第28条第1項第5号）。

工事現場の数が1であっても監理技術者を補佐する者を配置することは可能であるが、当該監理技術者が他の工事現場を兼務することはできない。

また、専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならない。

適用に当たっては、以下の1)～10)の全ての要件を満たさなければならない。

- 1) 当該工事の予定価格が以下の金額以下の工事であること。
ア 土木工事・土木設備工事（電気・機械）・電気設備工事・機械設備工事：3億円
イ 建築工事・建築設備工事（電気・機械）：2億円
※ 各工事の特性を踏まえ、予定価格が上記の金額以下でも専任特例2号の運用を認めないことができる。
- 2) 兼務する工事が維持工事でないこと。
※ ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう（以下、同じ）。
- 3) 当該工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。
- 4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- 5) 監理技術者は工事希望申込日（指名競争入札に付する場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）において、監理技術者補佐は配置を予定する日において、それぞれ3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 6) 監理技術者が兼務できる工事数は2件までであること。
なお、東京都発注工事以外でも兼務することができる（民間工事を含む。）。
- 7) 各工事の施工場所は、監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。

※ 範囲は、下記を標準とする。ただし、各工事の特性等を踏まえ、個別に範囲設定を可能とする。

業種	範囲
土木工事	東京都内
土木設備工事（電気・機械） 電気設備工事・機械設備工事 建築工事 建築設備工事（電気・機械）	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、 栃木県、群馬県、山梨県、長野県の都県内

※ 島しょ部の工事との兼務は不可とする。

- 8) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- 9) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- 10) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

【申請等の手続】

- 1) 起工書及び発注予定表への記載

起工担当者及び契約担当者は、当該工事への専任特例2号の適用の認否について、起工書及び発注予定表にそれぞれ以下の記載例を参考に記載する。

ア 認めない場合の記載例

（起工書記載例）

本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号）の配置を認めない工事である。

（発注予定表記載例）

本工事は、「建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号）の配置を認めない工事」である。

イ 認める場合の記載例

（起工書記載例）

本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号）の配置を認める工事である。

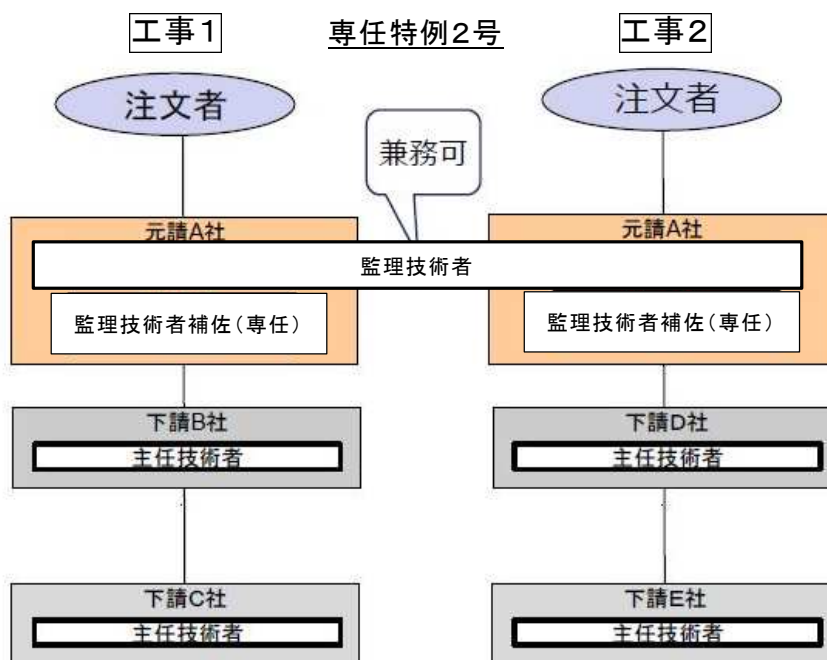
（発注予定表記載例）

本工事は、「建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号）の配置を認める工事」である。

- 2) 契約担当者は、認める工事である場合は、案件ごとに「専任特例2号の適用に係る確認事項」を電子調達システムに添付する。申込者が本項②の適用を希望する場合は、入札参加希望申請時に調書、「専任特例2号の適用に係る確認事項」を電子調達システムにより提出を求める。
- 3) 契約担当者は、配置予定技術者の確認時に、通常の確認に加え、申込者から提出された「専任特例2号の適用に係る確認事項」により、専任特例2号の実施要件を満たしていることを確認する。
- 4) 契約締結後から本特例の適用を希望する場合は、監督員に「専任特例2号の適用に係る確認事項」を提出する。

【注意事項】

- 1) 現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事）においても専任特例2号を適用できることは、入札参加者自身にて確認する。
- 2) 申請に当たり発注者間でのトラブルを避けるため、主任技術者または監理技術者の兼務を希望する場合、受注者はあらかじめ各発注者へ他工事を兼務する旨の説明を行い、理解を得る。
- 3) 契約後に各要件が満たせなくなる場合は、速やかに監督員に連絡する。



※例：同一の監理技術者が工事1と工事2の監理技術者を兼務

出典：監理技術者の専任緩和（建設業法第26条第3項第2号）国土交通省（一部加工）

③ 2以上の工事を同一の専任の主任技術者が管理できる工事

例えば、下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の受注者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（法施行令第27条第2項）。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

（国土交通省土地・建設産業局建設業課長からの通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成26年2月3日付国土権第272号））

適用に当たっては、以下の1)又は2)の工事のうち、3)～8)の要件を満たさなければならない。

- 1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められること。
 ※ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事とは、工事に含まれる主な工作物が同種類のものとする（例えば、舗装（仮復旧を除く。）、水道施設、下水道施設、コンクリート構造物、土工（切盛土）など）。
- 2) 工事施工に当たり相互に調整を要する工事であること。
 ※ 工事施工に当たり相互に調整を要する工事とは、
 ア 工事用道路（施設の出入口等も含む。）を共有しており、工程調整が必要な工事
 イ 現場発生土等を流用し調整が必要な工事
 ウ 交通規制が必要で相互に影響があり調整が必要な工事
 エ 同一の河川又は同一の敷地施設の工事
 （例えば、公園、住宅、浄水場、水再生センターなど）
 オ 資材の調達を一括で行う工事 などとする。
- 3) 工事現場間の相互の間隔が直線距離で10km以内の範囲にある工事であること。
- 4) 発注工事が高度な技術を要する工事若しくは施工上相当の困難を伴う工事で案件公表時にその旨を明示している工事でないこと。
- 5) 発注者が適正な施工が困難であると判断する工事（原則として、施工管理に高度な技術を要する工事、第三者の安全確保及び近隣への対応に特別な配慮が必要な工事及び施工に緊急を要する工事）でないこと。
- 6) 同一の専任技術者が兼務できる工事件数は、2件までであること。
- 7) 都及び都以外（原則として国、地方公共団体及びその監理団体とする。）が発注する工事との間で、同一の専任技術者に兼務させる場合には、他発注機関が定める条件、確認方法等について相互の条件が合致し、発注者間で相互に認めた場合に限り実施できる。
- 8) 対象は、受注者の専任技術者とする。

【申請等の手続】

- 1) 起工書への記載
 起工担当者は、発注する工事の内容が高度な技術を要するものや施工上相当の困難を伴うもの等、適正な施工が困難であると判断するものに該当する場合、起工書に以下の記載例を参考に記載する。

（起工書記載例）

本工事は、（理由を記載）、建設業法施行令第27条第2項の規定の適用を受ける主任技術者の配置を認めない工事である。
- 2) 入札・契約手続時における確認
 - ア 入札参加希望申請時
 - a 契約担当者は、申込者が本項③の適用を希望する場合は、入札参加希望申請時に調書及び「2以上の工事を同一の専任の主任技術者が管理できる工事の兼務についての申請書」（以下「兼務申請書」という。）を電子調達システムにより提出を求める。
 なお、兼務申請書における提出者の押印は省略しても差し支えないものとする。ただし、電子調達システム以外の方法により提出された兼務申請書で押印がない場合は、記載された所在地、会社名、代表者職氏名等が電子調達システムの業者基本情報等と相違ないことを確認の上、受理する。
 - b aの提出に当たっては、兼務申請書内の「希望申込み案件の工事主管部署確認欄」（以下「申込工事確認欄」という。）及び「現に履行中の工事の工事主管部署確認欄」（以下「履行工事確認欄」という。）の確認（押印又は署名）は必要としない。
 - c 「現に履行中の工事」が非専任となる工事であっても、申込者に兼務申請書の提出を求める。
 - d 契約担当者は、兼務申請書が提出されていないにもかかわらず、DBシステムにおいて、専任の主任技術者が他工事を兼務していることが確認された場合は、申込者に確認する。
 なお、兼務申請書が提出されない場合は、配置予定技術者として認めない。
 - e 契約担当者は、兼務申請書の提出を受けた場合は、希望申込み案件の工事主管部署に送付し、情報提供を行う。
 - イ 入札締切日まで
 - a 契約担当者は、指名通知により指名を受けた申込者に対し、申込工事確認欄及び履行工事確認欄に押印又は署名された兼務申請書を入札締切日までに提出を求める。

- b 希望申込み案件の工事主管部署による確認は、原則として工事主管課長が行い、担当者等が申込者と接触することや申込者名を知ることのないようにする。
- c 工事主管課長は、申込者から兼務申請書に記載された工事について説明を受け、兼務の可否を判断する。兼務を認める場合は兼務申請書の確認欄に押印又は署名し、認めない場合は、その理由を申込者に説明する。

なお、申込者の兼務申請書の提出期限を鑑み、確認は速やかに行う。

ウ 落札決定前

- a 「現に履行中の工事主管部署」又は「希望申込み案件の工事主管部署」において兼務が認められず申請書が提出できない場合で、申込者が兼務をしない専任の主任技術者に変更を希望するときは、再度、調書の提出を求める。
- b 変更する場合は、開札後、落札候補者が持参する積算内訳書の確認時まで可能とし、積算内訳書の確認時までに申込工事確認欄及び履行工事確認欄に押印又は署名された兼務申請書を提出しない申込者の入札は無効とする。

エ その他

任意選定業者についても、同様の取扱いとする。

3) 公表時の注意事項

ア 契約担当者は、工事主管部署が本兼務を認めないとする案件を公表する際には、その旨及びその理由を付して発注予定表に記載する。

また、これ以外の案件については、発注予定表に工事主管部署及び連絡先を記載する。

イ 契約担当者は、本兼務を認める案件又は認めない案件にかかわらず、「主任技術者の専任配置の特例について（２以上の工事を同一の専任の主任技術者が管理できる工事）」を添付する。

4) 契約締結後から本項③の適用を希望する場合は、監督員に「２以上の工事を同一の専任の主任技術者が管理できる工事の兼務についての申請書」を提出する。

④ 複数工事を同一とみなし同一の監理技術者等が管理できる工事

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合には、全体の工事を当該受注者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を同一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

この場合、その全てを下請負として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。これら複数工事に係る契約金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない（専任特例の場合を除く。）。

適用に当たっては、以下の全ての要件を満たさなければならない。

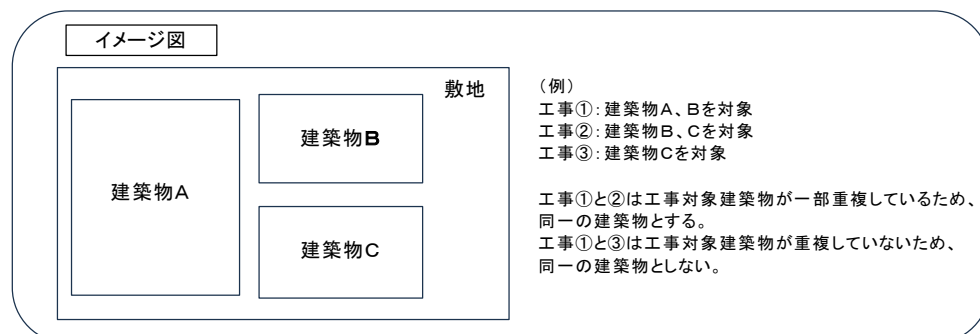
1) 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する工事であること。

※ JVである場合は同じ構成員のJVとする。

2) それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること。

ア 同一の建築物とは、工事対象建築物が同一である建築物とする。複数棟の工事対象建築物がある場合、工事対象建築物が一部でも重複すれば同一の建築物とする。工事対象建築物が１つも重複せず、それぞれの工事が別の建築物のみ工事する場合には対象とならない。

（以下のイメージ図参照）



イ 連続する工作物とは、工事に含まれる主な工作物が同種類で接しているものとする。例えば、舗装（仮復旧を除く。）、水道施設、下水道施設、コンクリート構造物など、工事に含まれる主な工作物が同種類で接しているものとする。

3) 各発注者から同一工事として取り扱うことについて承諾を得ていること。

4) 同一の監理技術者等が管理する複数工事の件数は2件までとする。

なお、東京都発注工事以外でも同一工事とみなすことができる。

【申請等の手続】

1) 入札・契約手続時における確認

ア 入札参加希望申請時

a 契約担当者は、申込者が本項④の適用を希望する場合は、入札参加希望申請時に調書及び「複数工事を同一とみなし同一の監理技術者等が管理できる工事についての申請書」（以下「申請書」という。）を電子調達システムにより提出を求める。

なお、申請書における提出者の押印は省略しても差し支えないものとする。ただし、電子調達システム以外の方法により提出された申請書で押印がない場合は、記載された所在地、会社名、代表者職氏名等が電子調達システムの業者基本情報等と相違ないことを確認の上、受理する。

b aの提出に当たっては、申請書内の「希望申込み案件の工事主管部署確認欄」（以下「申込工事確認欄」という。）及び「現に履行中の工事の工事主管部署確認欄」（以下「履行工事確認欄」という。）の確認（押印又は署名）は必要としない。

c 「現に履行中の工事」が非専任となる工事であっても、申込者に申請書の提出を求める。

d 契約担当者は、申請書が提出されていないにもかかわらず、DBシステムにおいて、専任の監理技術者等が他工事を兼務していることが確認された場合は、申込者に確認する。

なお、申請書が提出されない場合は、配置予定技術者として認めない。

e 契約担当者は、申請書の提出を受けた場合は、希望申込み案件の工事主管部署に送付し、情報提供を行う。

イ 入札締切日まで

a 契約担当者は、指名通知により指名を受けた申込者に対し、申込工事確認欄及び履行工事確認欄に押印又は署名された申請書を入札締切日までに提出を求める。

b 希望申込み案件の工事主管部署による確認は、原則として工事主管課長が行い、担当者等が申込者と接触することや申込者名を知ることのないようにする。

c 工事主管課長は、申込者から申請書に記載された工事について説明を受け、同一工事とみなすか判断する。同一工事と認める場合は申請書の確認欄に押印又は署名し、認めない場合は、その理由を申込者に説明する。

なお、申込者の申請書の提出期限を鑑み、確認は速やかに行う。

ウ 落札決定前

a 「現に履行中の工事主管部署」又は「希望申込み案件の工事主管部署」において同一の工事と認められず申請書が提出できない場合で、申込者が兼務をしない専任の監理技術者等に変更を希望するときは、再度、調書の提出を求める。

b 変更する場合は、開札後、落札候補者が持参する積算内訳書の確認時まで可能とし、積算内訳書の確認時までには申込工事確認欄及び履行工事確認欄に押印又は署名された申請書を提出しない申込者の入札は無効とする。

エ その他

任意選定業者についても、同様の取扱いとする。

なお、本項④を適用した場合は一の工事現場との考えとなるため、①～③の特例を併用することは可能である。

2) 契約締結後から本特例の適用を希望する場合は、監督員に「複数工事を同一とみなし同一の監理技術者等が管理できる工事についての申請書」を提出する。

⑤ 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

(5) 営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係

営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場

合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められている。

以下の各建設工事について全ての要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。ただし、専任特例を活用する場合を除く。

また、①～③の併用はできない。

なお、いずれの工事においても契約後に各要件が満たせなくなる場合は、速やかに監督員に連絡する。

① 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある工事（法26条の5）

適用に当たっては、以下の全ての要件を満たさなければならない。

- 1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
- 2) 兼ねる工事現場の数が1以下であること。
- 3) (4)①1)～7)を満たしていること。

なお、(4)①2)について、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替え、(4)①6)イについては、所属する営業所の名称を加え、(4)①6)エaについては、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える等が必要のため留意が必要である。

- 4) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【申請等の手続】

- 1) 契約担当者は、申込者が営業所技術者等の工事現場への配置を希望する場合は、入札参加希望申請時に調書及び「営業所技術者等の工事現場への配置に係る確認事項（専任現場または非近接の非専任現場）」を電子調達システムにより提出を求める。
- 2) 契約担当者は、配置予定技術者の確認時に、通常の確認に加え、申込者から提出された「営業所技術者等の工事現場への配置に係る確認事項（専任現場または非近接の非専任現場）」により、営業所技術者等が監理技術者等となることができる要件を満たしていることを確認する。
- 3) 契約締結後から本項の適用を希望する場合は、監督員に「営業所技術者等の工事現場への配置に係る確認事項（専任現場または非近接の非専任現場）」を提出する。

② 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成15年4月21日付国総建第18号）（以下、1）～4）を全て満たすことが必要）

- 1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
- 2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること。
- 3) 当該営業所との間で常時連絡をとり得る体制にあること。
- 4) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

このうち、2)の「営業所に近接した工事現場」の取扱いについて、当面の間、次のとおりとする。

「営業所に近接した工事現場」とは、営業所と工事現場の間隔が直線距離で10km以内の範囲にある場合とする。ただし、発注する工事の内容が高度な技術を要するものや施工上相当の困難を伴うもの等、工事主管部署が適正な施工が困難であると判断するものを除く。

【申請等の手続】

- 1) 起工書及び発注予定表への記載

起工担当者及び契約担当者は、発注する工事の内容が高度な技術を要するものや施工上相当の困難を伴うもの等、適正な施工が困難であると判断するものに該当する場合、起工書及び発注予定表にそれぞれ以下の記載例を参考に記載する。

（起工書記載例）

本工事は、営業所技術者等の工事現場への配置を認めない工事である。

（発注予定表記載例）

配置予定技術者は営業所技術者等でないこと。

- 2) 契約担当者は、認める工事である場合は、発注予定表（依頼用）を元に案件ごとに「営業所技術者等の工事現場への配置に係る確認事項（近接の非専任現場）」を電子調達システムに添付する。申込者が営業所技術者等の工事現場への配置を希望する場合は、入札参加希望

申請時に調書及び「営業所技術者等の工事現場への配置に係る確認事項（近接の非専任現場）」を電子調達システムにより提出を求める。

- 3) 契約担当者は、配置予定技術者の確認時に、通常の確認に加え、申込者から提出された「営業所技術者等の工事現場への配置に係る確認事項（近接の非専任現場）」により、営業所技術者等が監理技術者等となることができる要件を満たしていることを確認する。
- 4) 契約締結後から本特例の適用を希望する場合は、監督員に「営業所技術者等の工事現場への配置に係る確認事項（専任現場または非近接の非専任現場）」を提出する。

③ **主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（②の場合以外）**

①に同じ。

【申請等の手続】

①に同じ。

2 指名選定時の対応

調書等において、専任等に問題がある場合は申込者に対し調書等の内容について確認する。

第4 工事着手時の監理技術者等の確認

第4 監督員（東京都下水道局工事施行規程（昭和46年東京都下水道局管理規程第35号）第2条第十号で規定する職員をいう。）は、受注者から一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「センター」という。）発行の「登録のための確認のお願い」の提出を受け、事前に内容を確認した上で、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）へ、「東京都の休日に関する条例」（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日（以下「休日」という。）を除き、契約後10日以内に登録するよう指示する。

また、登録後は、センター発行の「登録内容確認書」の提出を受け、コリンズに内容が正しく登録されていることを確認する。

2 監督員は、各工事の契約書の定めにより受注者から提出される「現場代理人及び主任技術者等通知書（受注者等提出書類基準）」において、現場代理人については常駐できることを、監理技術者等については、工事一件の契約金額が4,500万円（建築一式工事は、9,000万円）以上の工事の場合は専任できることを確認する。

なお、専任特例の場合の監理技術者又は主任技術者においては、専任でなくともよい。ただし、同一の監理技術者又は主任技術者が兼務できる現場の数は法施行令第30条で定める数とする。

3 監督員は、受注者から通知された現場代理人については雇用関係を、監理技術者等については雇用関係及び資格要件等を、資格者証（実物）、監理技術者講習修了履歴（実物）、雇用関係を示す書類及び経歴書等により確認する。

4 第1項から第3項までの確認において疑義がある場合は、現場代理人の常駐や監理技術者等の専任について、総括監督員（東京都下水道局工事標準仕様書に定める監督員をいう。）が面談等により調査を行う。

なお、調査の結果、現場代理人や監理技術者等の配置が適正でない場合は、関係部署に通知する。

【解説】

1 関係書類等の送付

契約締結後、調書、雇用関係書類等が契約担当課から工事担当課へ送付される。

2 配置技術者等の確認

監督員は、受注者から現場代理人及び主任技術者等通知書の提出を受け、資格要件、実務経験等確認する。現場代理人が常駐できることの確認は、DBシステムの活用等により他工事で専任していないことを確認する。現場代理人は直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該雇用期間が3か月間を経過していることを確認する。

なお、下請負契約の契約金額の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上となるような場合には、受注者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければならない。（法第26条第1項、同第2項、法施行令第2条）

(1) 主任技術者の資格要件

次の要件のいずれかに該当する者

- ① 高等学校（旧中学、実業高校）卒業後5年以上の実務経験を有する者又は大学若しくは高等専門学校（旧専門学校）卒業後3年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者
- ② 当該工事の種類に応じた10年以上の実務経験を有する者
- ③ 国土交通大臣が①若しくは②と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者
- ④ 1・2級施工管理技士等の国家資格者

(2) 監理技術者の資格要件

次の要件のいずれかに該当する者（ただし、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ国土交通大臣登録講習実施機関の講習を受講している者でなければならない。（監理技術者講習の有効期限は、起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日となり、同日から5年後の12月31日））

（指定建設業以外）

- ① 1級施工管理技士等の国家資格者
- ② 主任技術者の資格を有する者のうち、当該工事の種類に応じ、発注者から直接請け負い、その契約金額が4,500万円以上（平成6年12月28日前の工事については3,000万円以上、昭和59年10月1日前の工事については1,500万円以上）の工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者
- ③ 国土交通大臣が上記(1)又は(2)と同等以上の能力を有する者と認定した者

（指定建設業）

- ① 1級施工管理技士等の国家資格者
- ② 国土交通大臣特別認定者

(3) 監理技術者補佐の資格要件

監理技術者補佐は、工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされており（法第26条第3項第2号）、また、次のいずれかに該当する者である必要がある。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、②に限る（法施行令第29条）。

- ① 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）。
- ② 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。

(4) 専任特例等の配置要件

監理技術者等の専任特例及び営業所技術者等の現場兼務を適用した場合、監督員は「第3入札・契約手続き時の配置予定技術者の確認(4)監理技術者等の専任配置の特例の①から④」及び「(5)営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係の①、②及び③」に基づき、契約金額、兼務現場数、連絡員の配置等の各適用要件について確認する。

(5) 監理技術者等の適正配置が確認できない場合の措置及び契約解除権について

監理技術者等の適正配置が確認できない場合は、指示書等により、監理技術者等の配置については是正するよう指示を行う。

再三の指示にもかかわらず、是正措置が認められない場合には、速やかに契約担当課へ報告し、契約の解除を含めて適切に対処する。

さらに、建設業法違反の旨を都市整備局市街地建築部建設業課に通知する。

受注者が主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）（工事一件の契約金額が4,500万円（建築一式工事は、9,000万円）以上の場合は、専任の主任技術者又は専任の監理技術者）を設置しなかったときは、発注者は当該請負工事契約を解除することができる。（約款第43条第1項第3号）

(6) 資格者証の所属業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合

- ① 本人に対しては3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることの書類等の提示を求め確認する。
- ② 受注者に対しては健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、区市町村税等の特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書等の提示を求め確認する。

(7) 監理技術者等の設置における考え方

建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に配置する必要がある。このため、受注者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう監理技術者になり得る資格を有する

技術者を当初から設置しておくべきである。

なお、専任の監理技術者が、工期途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者が他の工事現場を兼務することにより、専任特例 2 号の監理技術者となることは、技術者の変更にはあたらない。専任特例 2 号の監理技術者が専任の監理技術者になることも同様である。

また、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐の区分にかかわらず、下請負契約の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度の技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。受注者は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を配置する必要がある。

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐の配置は、原則として 1 名が望ましい。

なお、共同企業体などで複数の主任技術者、監理技術者を配置する場合は、代表する主任技術者、監理技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について発注者に説明することが重要である。（「運用マニュアル（二一 二 監理技術者等の設置（1）監理技術者等の設置における考え方）」を参照）

(8) 共同企業体における監理技術者等の配置

- ① 建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされている。

この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、下請負契約の契約金額の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者を設置しなければならない。（共同企業体の場合、構成員のうち 1 社が監理技術者、他の構成員が主任技術者。）

また、その契約金額が4,500万円（建築一式工事の場合は、9,000万円）以上となる場合は設置された主任技術者又は監理技術者等は専任でなければならない。（共同企業体の場合、監理技術者及び主任技術者は当該工事に専任）（専任特例の場合を除く。）

なお、共同企業体が公共工事を施工する場合には、原則として特定建設業者たる代表者が、契約金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。（専任特例の場合を除く。）

その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならない。

- ② 共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、全ての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。

このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- 1) 工事の規模、性格、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な設置人数を確保する。
 - 2) 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、派遣される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定する。
 - 3) 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮する。
 - 4) 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮する。
- ③ 共同施工体制を施工計画書の編成表等により具体的に明示するよう指導する。

（「運用マニュアル（二一 二 監理技術者等の配置（2）共同企業体における監理技術者等の設置）」を参照）

(9) 事業協同組合等における監理技術者等の配置

事業協同組合等が工事を施工する場合においても、監理技術者等は組合と直接かつ恒常的な雇用関係が必要となる。

(10) 現場代理人の常駐義務の緩和

現場代理人は約款第 9 条第 3 項において、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、常駐を要しないこととすることができる（以下「常駐義務の緩和」という。）とされており、「契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間」、「約款第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間」、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間」及び「工事現場において作業等が行われていない期間」のほか、現場代理人が他の工事現場の現場代理人、監理技術者又は主任技術者を兼務する場合（以下「現場代理

人の兼務」という。)で次の①から⑨までに掲げる要件を全て満たす場合、常駐義務の緩和ができる。

なお、発注する工事が、現場代理人の兼務を認める工事である場合は、発注予定表にその旨を記載する。

- ① 現場代理人が兼務しようとする工事の予定価格(税込)がいずれも下記の金額未満の工事であること。
 - 1) 発注業種「建築工事」以外の工事 4,500 万円
 - 2) 発注業種「建築工事」 9,000 万円※ 各工事の特性を踏まえ、予定価格が上記の金額未満でも現場代理人の兼務を認めないこととする場合がある。
- ② 現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも東京都発注工事であること。
※ ここでいう「東京都発注工事」とは東京都の知事部局及び公営企業局等が発注する工事であり、政策連携団体等が発注する工事は含まない。
- ③ 現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも維持工事でないこと。
※ ここでいう「維持工事」とは、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。
- ④ 現場代理人が兼務しようとする工事現場間の相互の間隔が直線距離で10km以内の範囲にあること。
- ⑤ 現場代理人が兼務しようとする工事数は同時に2件までであること。
- ⑥ 現場代理人が現場で不在となる際には連絡員を配置すること。
※ ここでいう「連絡員」とは現場代理人の不在時に現場で緊急を要する事態(たとえば事故対応や住民対応など)が生じた際、現場代理人に速やかに連絡を行う者をいう。専任特例1号及び営業所技術者が兼務するのに必要な「連絡員」と要件が異なるため注意すること。
- ⑦ 連絡員が配置時点の日において、受注者と直接的な雇用関係にあること。
- ⑧ 現場代理人と連絡員との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑨ 現場代理人は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

第5 工事施工中における施工体制の確認

第5 施工体制台帳及び施工体系図等の確認については、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

一 監督員は、受注者に施工体制台帳及び施工体系図の写しを提出させ、施工体制台帳について、法施行規則第14条の2及び第14条の4に掲げる記載事項の確認を行う。施工体系図は法施行規則第14条の6に掲げる記載事項の確認を行う。

また、内容の変更があった場合も同様とする。

二 監督員及び点検等を行う職員（以下「監督員等」という。）は、工事現場点検等において、受注者が施工体制台帳を現場に備えているか、施工体系図を現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているかを確認する。

また、提出されている施工体制台帳及び施工体系図の写しが現場に備えてある、又は掲示してある内容と一致しているかを確認する。内容の変更があった場合も同様とする。

三 監督員等は、工事現場点検等により、法律等で定められている標識が適正に掲示されているかを確認する。

2 現場の常駐状況等の確認については、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

一 監督員は、受注者に対して、監理技術者等が常に資格者証及び監理技術者講習修了証等を携帯し、監理技術者等であることが確認できる腕章を着用するように指示を行い、その確認を行う。

二 監督員等は、工事現場点検等において、現場代理人の常駐状況及び監理技術者等の専任又は兼任の状況についての確認を行う。現場代理人及び監理技術者等（以下「配置技術者等」という。）が現場不在の場合は、連絡体制等の確認を行う。

三 監督員等は、工事現場点検等において、受注者の下請負工事への実質的な関与（工程管理、品質管理、安全管理及び下請負人への技術指導・監督等）についての確認を行う。

3 監理技術者等の交代については、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等真にやむを得ない場合に認めるものとする。ただし、次に掲げる理由等の場合は、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保され、かつ、一定期間重複して工事現場に配置し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるときに限り、変更を認めるものとする。

一 受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

二 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

三 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、交代する監理技術者等についても、当該工事における入札・契約手続の公平性を確保するため、第3第1項第2号に示す雇用関係を有するものとする。

また、配置技術者等を交代した場合、工期を変更した場合及び契約金額が500万円をまたいで変更になった場合には、監督員は、受注者からセンター発行の「登録のための確認のお願い」の提出を受け、事前に変更内容を確認した上で、コリンズへ、変更があった日から休日を除き10日以内に変更登録するよう指示する。

変更登録後は、センター発行の「変更内容確認書」の提出を受け、コリンズに変更内容が正しく登録されていることを確認する。

4 監督員は、第1項から第3項までの施工体制台帳及び施工体系図等の確認の結果、

工事現場の施工体制に不適切な点がある場合には、受注者に対して指示書等による文書にて改善の指示を行う。

また、指示の結果、改善が見られない場合には、総括監督員が面談等により、現場における実態等について調査を行う。

なお、調査の結果、工事現場の適正な施工体制が確保されていない場合は、入契法第11条に基づき関係部署に通知する。

- 5 第1項第1号の施工体制台帳及び施工体系図の記載事項の確認の結果、著しく短い工期とする下請負契約の疑義がある場合には、総括監督員が面談等により、現場における実態等について調査を行う。

なお、調査の結果、著しく短い工期とする下請負契約と疑うに足る事実があった場合は、入契法第11条に基づき関係部署に通知する。

- 6 第2項第2号及び第3号の現場の常駐状況等の確認の結果、一括下請負の疑義がある場合には、総括監督員が面談等により、現場における実態等について調査を行う。

なお、調査の結果、一括下請負と疑うに足る事実があった場合は、入契法第11条に基づき関係部署に通知する。

【解説】

1 施工体制台帳等の提出及び施工体系図の掲示

受注者は、その下請負人が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第24条の7）。このような下請負人に対する指導監督を行うためには、まず、受注者の主任技術者、監理技術者が工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。（「運用マニュアル（五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成（1）施行体制台帳の整備）」を参照）

受注者は、特定建設業者であるか否かにかかわらず、また、下請負金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（入契法第15条第1項）。

また、発注者から請求があったときに施工体制台帳を発注者の閲覧に供することに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合は除く（入契法第15条第2項）。）。

また、作成した施工体制台帳に基づき、工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所（当該工事の施工作業範囲内で、原則的には屋外をいう）に掲示（入契法第15条第1項）し、その写しを監督員に提出しなければならない。（「運用マニュアル（五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成（2）施行体系図の作成）」を参照）

監督員は、受注者から提出された施工体制台帳に記載された一次下請負業者について、施工体制台帳の「社会保険等の加入状況」欄において、社会保険等の加入状況の確認を行う。ただし、建設業許可の申請又は更新の申請日が令和2年10月1日以降であって、かつ許可又は更新を受けた場合、社会保険等の加入状況の確認を省略できる。

また、少なくとも一社以上の一次下請負業者について、経営事項審査結果通知書等の書類で、社会保険等の加入状況を確認する。確認の結果、未加入の場合は加入指導を行う。加入指導をしてもなお未加入の一次下請負業者がある場合は、受注者に対して工事成績評定の減点（工事成績評定の対象となる工事に限る。）を行うとともに、当該一次下請負業者の名称等を建設業所管部門へ通報する（「東京都が発注する工事における一次下請契約における社会保険等未加入対策の徹底について（試行）の一部改正について」（令和2年9月25日付2財経総1245号））。

(1) 施工体制台帳について

① 施工体制台帳等の作成すべき範囲



図5-1：施工体制台帳の作成すべき範囲（三次下請までである場合の例）

出典：「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」国土交通省 近畿地方整備局

② 記載事項（法規則第14条の2第1項）

受注者は、施工体制台帳に受注者に関する事項を記載するとともに、一次下請負人に関する事項を記載し、添付すべき書類を揃えなければならない。

1) 受注者に関する事項

- ・ 建設業許可の内容
- ・ 健康保険等の加入状況
- ・ 配置技術者の氏名と資格内容
- ・ 外国人技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能の従事状況
- ・ 建設工事に従事する者に関する事項（氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等）

2) 下請負人に関する事項

- ・ 施工に必要な建設業許可業種
- ・ 下請契約した工事の内容
- ・ 施工に必要な建設業許可業種
- ・ 健康保険等の加入状況等
- ・ 配置技術者の氏名と資格内容
- ・ 外国人技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能の従事状況
- ・ 建設工事に従事する者に関する事項（氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等）

③ 添付書類（法規則第14条の2第2項）

- ・ 下請負人との契約書の写し
- ・ 配置技術者が資格を有することを証する書面
- ・ 専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し
- ・ 配置技術者の雇用関係を証明できるものの写し^{注1}

注1：雇用関係を証明できるものの写しとして、健康保険被保険者証の写しが添付されている場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングが施されていることを確認する。

施工体制台帳には、契約金額を記入した下請負契約書の写し等を添付しなければならない（二次下請負以下も同様とする。）（法規則第14条の2及び第14条の4）。

なお、令和2年10月1日以降は「監理技術者を補佐するものについて、氏名及び保有資格」及び「当該建設工事の従事者に関する事項」を記載しなければならない（法規則第14条の2及び第14条の4）。

(2) 再下請負通知について

① 記載事項（法規則第14条の4第1項）

1) 下請負人に関する事項

- ・ 下請契約した工事の内容
- ・ 施工に必要な建設業許可業種
- ・ 健康保険等の加入状況
- ・ 外国人技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能の従事状況
- ・ 建設工事に従事する者に関する事項（氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等）

2) 再下請負人に関する事項

- ・ 下請人に関する事項
- ・ 下請契約した工事の内容
- ・ 施工に必要な建設業許可業種
- ・ 健康保険等の加入状況
- ・ 外国人技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能の従事状況
- ・ 建設工事に従事する者に関する事項（氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等）

② 添付書類（法規則第14条の4第2項）

- ・ 再下請負人との契約書の写し

(3) 施工体系図について

① 記載事項（法規則第14条の6）

1) 商号又は名称

2) 発注者から請け負った工事に関する事項

- ・ 建設工事の名称及び工期
- ・ 発注者の名称
- ・ 当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名
- ・ 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名
- ・ 第14条の2第1項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

3) 下請負人で現にその請け負った建設工事を施工しているものに関する事項

- ・ 商号又は名称
- ・ 代表者の氏名
- ・ 一般建設業又は特定建設業の別
- ・ 許可番号

4) 前号の請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

- ・ 建設工事の内容及び工期
- ・ 特定専門工事の該当の有無
- ・ 下請負人が置く主任技術者の氏名
- ・ 第14条の2第1項第四号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容



図 5 - 2 : 施工体系図記載事項について（三次下請までである場合の例）

出典：「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法（令和 2.10 版）」関東地方整備局 HP

2 工事現場に掲げる標識

工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにすることはもとより、建設業は多数の工事業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであることから、対外的にその責任主体を明確にすることが必要である。

このため、受注者は、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無（専任特例1号の場合には情報通信技術を利用している旨、専任特例2号の場合は監理技術者補佐を配置している旨）、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識等を掲げなければならない。（「運用マニュアル（六 工事現場への標識の掲示）」を参照）

- (1) 建設業の許可を受けたことを表す標識（法第40条） → 公衆の見やすい場所
- (2) 労災保険関係成立を表す標識（労働者災害補償保険法施行規則第49条） → 工事関係者及び公衆が見やすい場所（当該工事の施工作業範囲内で、原則的には屋外をいう。例えば、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所など）
- (3) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識 → (2)に同じ

なお、建設業退職金共済制度については標準仕様書等において、「受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則1か月以内に発注者に提出しなければならない」と明記している。監督員は、標識設置を現場で確認する。

3 現場代理人の常駐及び監理技術者等の専任の確認

監督員は、施工体制台帳及び施工体系図等に基づき、現場代理人の常駐状況、監理技術者等の専任状況を確認する。

その際、腕章の着用並びに監理技術者資格者証及び監理技術者資格証の裏面に貼付けされる監理技術者講習修了履歴を必ず確認する。

なお、標準仕様書において、専任の監理技術者等が現場で腕章を着用することを明記している。

また、下請負人であっても、下請負契約の契約金額が4,500万円以上の工事を施工する場合は、現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない（法第26条第3項）ので、必要に応じその専任を確認する。

下請負工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請負工事が実際に施工されている期間とする。

施工体制に係る全ての下請負人の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請負工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、受注者及び上位の下請負の全ての承諾があれば、発注者、受注者及び上位の下請負の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者、受注者及び上位の下請負全ての承諾を得る必要がある。（「運用マニュアル（三 監理技術者等の工事現場における専任（３）監理技術者等の専任期間）」を参照）

なお、専任の監理技術者等は、継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、受注者の監理技術者等の場合は発注者、下請負人の主任技術者の場合は、受注者又は上位の下請負人の了解を得ていることを前提として、差支えない。（「運用マニュアル（三 監理技術者等の工事現場における専任（１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方）」を参照）

4 主任技術者の配置義務の合理化

特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、受注者又は上位下請負人（以下「受注者等」という。）が置く主任技術者が自らその職務と併せて、直接契約を締結した下請負人（建設業者である下請負人に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、受注者等及び当該下請負人が書面により合意した場合は、当該下請負人に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。（法第26条の3第1項）

（１） 特定専門工事の対象となる建設工事

鉄筋工事及び型枠工事（法施行令第31条第1項）

（２） 下請負契約の請負代金の額（特定専門工事の対象となる建設工事）

受注者等が本工事を施工するための下請負契約の請負代金が4,500万円未満のもの（下請負契約が2以上あるときは合計額）が対象。（法施行令第31条第2項）

（３） 手続

受注者等と下請負人の合意は、書面により、当該特定専門工事の内容、受注者等が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令（施行規則第17条の8）で定める事項を明らかにしてするものとされた。加えて、受注者等は、この合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならない。

（４） 設置される主任技術者の要件

受注者等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有し、当該工事の現場に専任でなければならない（法第26条の3第7項第1号）。「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請負人等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。

なお、受注者等と当該下請負人との契約は請負契約であり、当該下請負人に主任技術者を置かない場合においても、受注者等の主任技術者から当該下請負人への指示は、当該下請負人の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。受注者等の主任技術者が当該下請負人の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要がある。

（５） 再下請負の禁止

特定専門工事の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

（６） 工事現場における専任

特定専門工事において、受注者等の主任技術者は、直接契約を締結した下請負人が（建設業者である下請に限る。）主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている。（「運用マニュアル（二一 監理技術者等の設置（１）監理技術者等の設置における考え方）」を参照）

一次下請A社及び二次下請B・D・E社は、合意によりA社が配置する主任技術者が、その行すべき技術上の施工管理と併せて、本来であればB・D・E社の主任技術者が行すべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B・D・E社は主任技術者を配置することを要しないこととします。

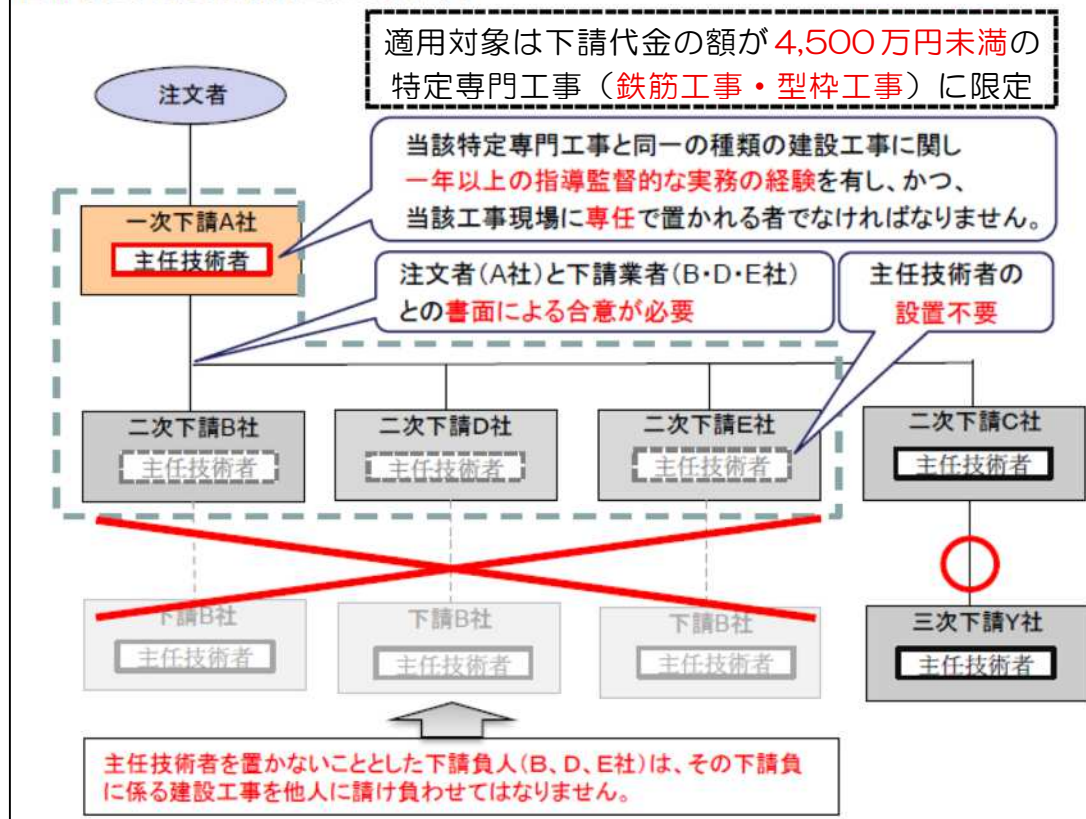


図5-3：特定専門工事を適用した場合

※例：一次下請の主任技術者が二次下請の主任技術を兼ねる場合

出典：「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法（令和5.1版）」関東地方整備局を修正

5 監理技術者等の途中交代について

施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中で交代は、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、当該工事における入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件については発注者と合意がなされた場合に認められる。これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- (1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容に大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
- (3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合。
- (4) 「第3.(4)(5)」を適用した場合。

なお、いずれの場合であっても、受注者との協議により、交代の時期は工程の一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

あわせて、途中交代の監理技術者等についても、当該工事における入札・契約手続の公平性を確保するために、受注者との間の雇用関係が工事希望申込日（指名競争に付する場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）において、3か月以上直接的かつ恒常的であることが必要である。

また、協議においては、発注者からの求めに応じて、受注者が工事現場に設置する監理技術者等及びその

他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

（「運用マニュアル（二―二 監理技術者等の設置（４）監理技術者等の途中交代）」を参照）

監理技術者から主任技術者への途中交代については、受注者との協議により、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ、一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要である。

専任から非専任への変更についても、受注者との協議により、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要である。

なお、監理技術者等の交代については、標準仕様書に、本要綱によることが明記されている。

監理技術者から専任特例の監理技術者への変更、又は専任特例の監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中で途中交代には該当しない。一方で、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに専任で設置するなど、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得なければならない。

工期途中に「第３.(４)(５)」を適用した場合、各適用に係る確認事項又は申請書の提出が必要である。

６ 主任技術者から監理技術者への変更

当初は、主任技術者の設置で十分であった工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請負契約の契約金額の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上となるような場合には、受注者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければならない。（「運用マニュアル（二―二 監理技術者等の設置（３）主任技術者から監理技術者への変更）」を参照）

また、主任技術者が複数の工事で兼務している場合において、大幅な工事内容の変更等により、どちらかの工事の途中で下請負契約の契約金額の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、受注者は主任技術者に代え、所定の資格を有する監理技術者を配置することとなる。

その際、監理技術者の兼務は認められていないため（専任特例２号の場合を除く。）、兼務は解消となり、各々の工事に必要な技術者を配置しなければならないこととなる。新たに配置される監理技術者等についても、当該工事における入札・契約手続の公平性を確保するために、本要綱第３第１項第２号に示す雇用期間を有するものとする。

７ 現場代理人等の交代について

監督員は、現場代理人及び監理技術者等の職務の執行につき著しく不適當を認められるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。

また、受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適當と認められる者がいるときは、受注者に対して、その理由を明示して必要な措置をとることを請求することができる。（約款第11号第１項、２項を参照）

８ 工事实績情報システム（コリンズ）への変更登録

監督員は、次に掲げる変更時には、受注者にコリンズへの変更登録を指示する。この場合、監督員は、変更登録前に（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録のための確認のお願い」の提出を受け、その登録内容を確認し、変更登録後に（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の提出を受け、コリンズに変更内容が正しく登録されていることを確認する。

なお、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」は、書面に限らずコリンズから監督員に電子メールで送付されるものでも差し支えないものとする。

- (1) 当初の契約金額が500万円以上の工事において、工期、配置技術者等（現場代理人及び監理技術者等）、請負金額に変更があった場合
- (2) 契約金額が当初500万円未満で、変更契約により500万円以上になった場合
- (3) 契約金額が当初500万円以上で、変更契約により500万円未満になった場合

9 下請負契約の適正化

受注者は、工事の一部を下請負により施工する場合は、優良な下請負人（建設労働者、資材業者及び機械器具業者を含む。）を選定し、法第19条第1項各号に掲げる事項等を記載した書面により契約を締結することによって、下請負契約等の適正化を図るとともに、下請負による工事の適正な施工を確保することが求められる。

また、下請負契約の予定額は、工事外注計画の立案により適正に把握する必要がある。

一般的に、工事現場においては、総合的な企画及び指導の任務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等とにより施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。受注者は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその額に関する工事外注計画を立案し、下請負契約の予定額を的確に把握するとともに、工事外注計画は工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。（「運用マニュアル（二― 工事外注計画の立案（1）工事外注計画と下請契約の予定額）」を参照）

10 著しく短い工期の禁止

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない（法第19条の5）。受注者が著しく短い工期とする下請請負契約の疑いがある場合には、受注者の監理技術者等に対して、ヒアリングを行う。

（1）著しく短い期間であることの判断

工事の内容や工法などによるため一律に判断することは困難である。そのため、監督員は休日や雨天による不稼働日など、中央建設業審議会において作成した「工期に関する基準」（令和6年3月27日中央建設業審議会決定）で示した事項が考慮されていることや過去の同種類工事の実績との比較等を行う。

（2）受注者が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合の対応

監督員は、「13 建設業法又は約款等に違反する行為等があった場合の措置」に準じた措置を講じる（入契法第11条）。

11 一括下請負について

建設業法（法第2条第4項）において「下請負契約」は、「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者」と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」と定められている。

「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。受注者は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要があり、公共工事については全面的に一括下請負が禁止されている（入契法第14条）。（運用マニュアル（二― 工事外注計画の立案（2）下請契約について）を参照）

一括下請契約については、平成28年10月14日付国土建第276号「一括下請負の禁止について」を参照するとともに、下記項目に該当しないよう留意する。

（1）受注者がその下請負工事の施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当する。

- ① 請け負った工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合
- ② 請け負った工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

（2）「実質的に関与」とは、受注者が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいう。

受注者は、次に掲げる事項を全て行うことが必要である。

- ① 施工計画の作成
 - ・ 請け負った工事全体の施工計画書等の作成
 - ・ 下請負人の作成した施工要領書等の確認
 - ・ 設計変更等に応じた施工計画書等の修正
- ② 工程管理
 - ・ 請け負った工事全体の進捗確認
 - ・ 下請負人間の工程調整
- ③ 品質管理
 - ・ 請け負った工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた確認
- ④ 安全管理
 - ・ 安全確保のための協議組織の設置及び運営
 - ・ 作業場所の巡視等請け負った工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
- ⑤ 技術的指導
 - ・ 請け負った工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認
 - ・ 現場作業に係る実地の総括的技術指導
- ⑥ その他
 - ・ 発注者等との協議・調整
 - ・ 下請負人からの協議事項への判断・対応
 - ・ 請け負った工事全体のコスト管理
 - ・ 近隣住民への説明

なお、受注者は、法第26条第1項及び第2項に基づき、工事現場における工事の施工上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないが、単に現場に監理技術者等を置いているだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な監理技術者等が置けない場合には、「実質的に関与」しているとはいえない。

- (3) 上記(1)①について、「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付託された工事の質及び量を勘案して個別の工事ごとに判断しなければならないが、例えば、本体工事の全てを一業者に下請負させ、付帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合等が典型的なものである。

(具体的事例)

- ① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事の全てを一社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを受注者が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

上記(1)②について、「請け負った工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次のような例をいう。

(具体的事例)

- ① 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうち500メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を一社に下請負させる場合

12 「実質的に関与」していることの確認方法

一括下請負の疑義がある場合には、まず、受注者の監理技術者等に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行なう。ヒアリングの際、その請け負った工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントになる。

また、必要に応じて、下請負人の主任技術者からも同様のヒアリングを行なうことが有効である。

その場合、受注者が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行なった作業内容を確認することが有効である。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加にすぎない場合等は一括下請負に該当する可能性が高いと言える。

13 建設業法又は約款等に違反する行為等があった場合の措置

必要に応じて、契約担当課へ報告するとともに、入契法第11条に基づき都市整備局市街地建築部建設業課に通知する。

第6 検査時の確認及び成績評定時の対応

第6 監督員は、完了検査時等における検査員（東京都下水道局検査事務規程（昭和44年東京都下水道局訓令甲第1号）第2条第2号で規定する職員をいう。）への施工内容等の説明について、受注者の監理技術者等が的確に対応しているかを確認する。

2 監督員は、施工体制、監理技術者等の技術力及び検査対応について問題があった場合には、工事成績評定報告書の各評定項目により適切に評価し、成績評定に反映させるものとする。

【解説】

1 完了検査時等における受検態勢の確認

検査員に対する施工内容等の説明は、本来受注者の監理技術者等が行うべきものであり、発注者と受注者との関係の明確化の原則から、監督員は、発注者側の代表として、契約関係の立場を適正に保つとともに、監理技術者等が的確に対応するよう受注者を指導し、その説明状況を確認する。

2 成績評定時の対応

施工体制、監理技術者等の技術力及び検査対応について問題があった場合、工事成績評定報告書にその事実についての具体的見解を記入する。

なお、所見欄及び総合所見欄に記入しきれない場合は、必要に応じて別紙に記入し、工事成績評定報告書に添付する。

Q1 技術者の専任や監理技術者の設置を判断する際の金額は、消費税込みか

技術者の専任制（請負金額が4,500万円以上、ただし建築一式工事の場合は9,000万円以上）、監理技術者の設置の必要性（下請負金額が5,000万円以上、ただし建築一式工事の場合は8,000万円以上）を判断する際の金額は、消費税込みの金額となります。（平成13年4月3日国総建第97号『建設業許可事務ガイドライン』【その他】2.）

Q2 変更された監理技術者又は主任技術者の雇用期間はどのように考えるのか

変更された監理技術者、又は主任技術者についても、受注者と工事希望申込受付時点において、3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有していなければならないとされています。

[（本文リンク⇒P.29）](#)

Q3 施工体制台帳とはどのようなものか

建設業は他産業に類をみないほど重層化した下請負構造を有しています。このような特色を有する建設業において建設工事の適正な施行を確保するためには、発注者から直接工事を請け負った建設業者が、直接の契約関係にある下請負業者のみならず、当該工事の施工に当たる全ての建設業者を監督しつつ工事全体の施工を管理することが必要となります。

このため、平成27年4月1日以降に契約を締結した工事であれば、その下請負契約の金額にかかわらず、受注者が下請負契約を締結した時に、施工体制台帳を工事現場ごとに備え付ける必要があります。（法第24条の7第1項、入契法第15条第1項）

また、施工体制台帳の様式は、建設業法では定められておりませんが、建設業法で定められた記載項目を記載した施工体制台帳とする必要があります。

[（本文リンク⇒P.24）](#)

Q4 施工体制台帳には全ての下請負契約書の写しを添付しなければならないか

公共工事に係る施工体制台帳については、二次以下の下請負契約についても請負金額を明記した下請負契約書の写しを添付しなければならないとされています。（法規則第14条の2第2項第1号）

[（本文リンク⇒P.25）](#)

Q5 請負契約書（下請負契約書含む）に代えて請書・注文書を使用してもよいか

建設工事の請負契約書（下請負契約書を含む。）には、以下の事項が記載されていなければならない、契約当事者双方が署名または記名押印して相互に交付しなければなりません。（法第19条第1項）

①工事内容 ②請負代金の額 ③工事着手の時期及び工事完成の時期 ④請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 ⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め ⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め ⑦価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 ⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め ⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め ⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 ⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 ⑫工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 ⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 ⑭契約に関する紛争の解決方法 ⑮工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 ⑯その他国土交通省省令で定める事項

通常の請書は、上記の事項が網羅されておらず、かつ、受注者の署名または記名押印しかないため、建

設業法でいう請負契約書にはあたりません。したがって、施工体制台帳に添付すべき下請負契約書の写しは請書の写しをもってあててはできません。

しかし、建設業者間の実際の取引現場においては注文書及び請書により請負契約を締結していることから、以下の2つの場合について、それぞれの要件を全て満たすときは法第19条第1項の規定に違反しないとされています。

(1) 契約当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合

- ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19条第1号各号に掲げる事項を記載し、当事者双方が署名または記名押印をして相互に交付すること。
- ② 注文書及び請書には、法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が請書には受注者がそれぞれ署名または記名押印すること。

(2) 注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに同内容の基本契約約款を添付または印刷すること。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載すること。
- ③ 注文書または請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合は、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には受注者がそれぞれ署名または記名押印すること。

(平成12年6月29日付建設省経建発第132号建設省建設経済局建設業課長から各都道府県主管部局長あて「注文書及び請書による契約の締結について」を参照)

Q6 施工体系図とはどのようなものか

施工体系図は、各下請負人の施工分担関係を表示した、いわば施工体制台帳の要約版であり、公共工事では、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません。(法第24条の7第4項、入契法第15条第1項)

[\(本文リンク→P.26\)](#)

Q7 施工体制台帳や施工体系図に記載する業者の基準はあるか

施工体制台帳や施工体系図には、建設工事の全部又は一部を完成する目的で請負契約を締結した建設業者等を記載することとされています。

なお、建設工事とは法第2条第1項で規定されている29種類の工事を指しています。(法第24条の7第1項、第4項)

【建設業法第2条第1項で規定されている29種類の工事】

- 1.土木一式工事 2.建築一式工事 3.大工工事 4.左官工事 5.とび・土工・コンクリート工事
- 6.石工事 7.屋根工事 8.電気工事 9.官工事 10.タイル・れんが・ブロック工事 11.鋼構造物工事
- 12.鉄筋工事 13.舗装工事 14.しゅんせつ工事 15.板金工事 16.ガラス工事 17.塗装工事
- 18.防水工事 19.内装仕上工事 20.機械器具設置工事 21.熱絶縁工事 22.電気通信工事
- 23.造園工事 24.さく井工事 25.建具工事 26.水道施設工事 27.消防施設工事
- 28.清掃施設工事 29.解体工事

Q8 産業廃棄物処理（収集・運搬・処理等）業者は施工体制台帳や施工体系図に記載する必要があるか

法第24条では「委託その他何らかの名義をもってするを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律を適用する。」と定めています。ここでいう建設工事とは同法第2条第1項で定められている29工事を指しています。

産業廃棄物の収集・運搬・処分のみを廃棄物処理法に基づくこれらの許可を得た業者に委託する場合、契約の内容が上記の建設工事に該当しないため建設業法上の請負契約にはあたりません。

施工体制台帳及び施工体系図は、当該建設工事の全部又は一部を完成する目的で請負契約を締結した建設業を営む者（下請負次数や建設業許可の有無に関わらず当該建設工事の施工に携わる下請業者の全て）について策定するものとされていますので、施工体制台帳及び施工体系図へ記載する必要はありませんが、発注者が仕様書等で記載を求めている場合は記載が必要となります。

Q9 交通整理員やガードマンの業務委託契約は、施工体制台帳に記載する必要があるか

交通整理員やガードマンに関する警備会社との業務委託契約については、建設業法第24条に定める建設工事の請負契約に該当しないため、施工体制台帳へ記載する必要はありませんが、発注者が仕様書等で記載を求めている場合は記載が必要となります。

Q10 一次下請負から二次下請負に5,000万円（建築工事は8,000万円）以上の下請負契約をした場合、一次下請負業者は特定建設業の許可が必要か

特定建設業の許可は受注者の場合のみ必要であり、一次下請負の場合は、5,000万円以上（建築工事は8,000万円以上）の下請負契約をしても特定建設業の許可は不要であり、一般建設業の許可で足りる。（法第16条）

なお、二次下請負以降の下請負契約の場合についても同様に、一般建設業の許可で足りる。

Q11 一次下請負人から二次下請負人に5,000万円（建築工事は8,000万円）以上の下請負をする場合、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならないか

「発注者から直接工事を請け負った建設業者で、下請負金額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、受注者は主任技術者に代えて監理技術者を専任で配置しなければならない」とされています。（法第26条第2項）

したがって、一次下請負業者は、発注者から直接工事を請け負った建設業者には該当しないため、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の二次下請負契約を行っても、監理技術者の専任配置は必要ありません（主任技術者を専任配置すればよい。）。

Q12 受注者の監理技術者等は、工事現場への専任を要しない期間に別工事の監理技術者等になることはできるか

監理技術者等の専任を要しない期間における他の専任工事への従事は、「工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間」に限定されています。

また、受注者の監理技術者等は専任を要しない期間に、別工事の専任を要しない監理技術者等として従事することは可能です。

[（本文リンク⇒P.8）](#)

Q13 現場代理人の常駐義務の緩和とは

工事請負契約書第9条第3項（現場代理人及び主任技術者等）に該当する場合、現場代理人は工事現場への常駐を要しないことができます。

[（本文リンク⇒P.22）](#)

Q14 常駐とは

「常駐」とは現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること。（「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」（国土建第309号平成30年12月3日）を参照）

[（本文リンク⇒P.8）](#)

Q15 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証

平成28年6月1日より、資格者証の裏面に修了履歴を貼り付けることにより1枚に統合されています。平成28年6月1日以降に資格者証又は修了履歴の交付を受けるまでは、監理技術者講習修了証を携帯することが望まれています。資格者証に修了履歴が貼り付けられてない場合、監理技術者講習修了証で有効期限を確認する必要があります。

[（本文リンク⇒P.7、P.27）](#)

Q16 特定専門工事に該当する場合、上位下請負人と下位下請負人が合意すべき事項は？

法第26条の3の規定により、上位下請負人の主任技術者が下位下請負人の主任技術者が行うべき工事の施工管理を自身の本来行うべき施工管理と併せて行う場合に、上位下請負人と下位下請負人が合意すべき事項は、以下のとおりです。（法施行令第17条の6）

- ・ 特定専門工事の内容
- ・ 特定専門工事の下請契約の請負代金額の額
- ・ 他に特定専門工事に該当する下請契約があるときは、それらの請負代金の額の総額
- ・ 受注者（上位下請負人）が置く主任技術者の氏名及び有する資格

なお、法第26条の3第6項第1号の基準を満たしていることを証する書面及び主任技術者を専任で設置する旨の上位下請負人の誓約書の添付が必要です。

[（本文リンク⇒P.28）](#)

Q17 現場代理人には、雇用期間についての定めがあるか

現場代理人については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該雇用期間が3か月間を経過していることを確認しています。

[（本文リンク⇒P.19）](#)

（参考）改定履歴

平成22年 4 月版

- ・ 東京都工事施行適正化推進要領・同解説を全部改正。

平成24年11月版

- ・ 「請負者」の呼称を「受注者」改めた。
- ・ 施工体制台帳等の記載事項に健康保険等の加入状況を追加。

平成26年 4 月版

- ・ 総合評価方式による入札における配置予定技術者の取扱いを変更。
- ・ 専任を必要とする主任技術者の専任配置の緩和について記載を追加。

平成27年 4 月版

- ・ 下請負契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳等の作成及びその写しを提出するよう変更。
- ・ 施工体制台帳等の記載事項に外国人建設就労者の従事状況を追加。

平成28年 6 月版

- ・ 専任に関する確認対象となる工事の契約金額を変更。

平成29年 4 月版

- ・ 監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例を追加。
- ・ 監理技術者等の役割を明確化。
- ・ 非専任期間の他の専任工事への従事やその対応方法を追加。
- ・ 一括下請負の禁止に係る判断基準を明確化。

平成31年（2019年） 4 月版

- ・ 一次下請契約の社会保険等の未加入対策の徹底
- ・ 主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化
- ・ 専任を必要とする主任技術者の専任配置の緩和条件の見直し
- ・ 要綱の適正な運用及び受注者等への情報公開の観点から公表

令和 3 年（2021年） 8 月版

- ・ 監理技術者の専任義務の緩和
- ・ 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項の追加
- ・ 施工体系図の記載事項の追加
- ・ 標識の掲示義務の緩和
- ・ 主任技術者の配置義務の合理化
- ・ 著しく短い工期の禁止

令和 5 年（2023年） 1 月版

- ・ 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金の下限金額を変更
- ・ 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限金額を変更
- ・ 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金の上限金額を変更

令和 6 年（2024年） 4 月版

- ・ 営業所における専任の技術者について、当面の間の取扱いを掲載

令和 6 年（2024年） 10月版

- ・ 東京都工事施行適正化推進要綱の一部改正内容を反映
- ・ 現場代理人の兼務についての取扱いを追記

令和 7 年（2025年） 8 月版

- ・ 建設業法改正に伴い新設された技術者兼務制度を反映
- ・ 監理技術者制度マニュアルの改正を反映
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴う施工体制台帳提出義務の合理化を反映

以上